【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　金融商品取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

九　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

十　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法　第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　金融商品取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

九　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

十　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

九　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

十　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　　事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

九　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

十　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

九　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

十　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

九　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

十　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

（七　新設）

七　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として総理府令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として総理府令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成12年3月23日 政令第86号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヲに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヌに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヌに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　　証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る　申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヌに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヌに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

十　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヌに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

（十　新設）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号ヌに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（第三十条において「協同組織金融機関」という。）を含む。次条第五号において同じ。）が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

（改正前）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百六十六条第二項第一号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

六　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

七　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

八　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

九　法第百六十六条第五項第四号又は第百六十七条第六項第五号に規定する要請

（改正前）

（会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百九十条の二第二項第一号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

（六　新設）

六　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

七　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

八　法第百九十条の二第五項第四号又は第百九十条の三第六項第五号に規定する要請

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

（会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十八条**　法第百九十条の二第二項第一号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　子会社（当該会社が支配する会社として大蔵省令で定めるものをいう。次条第七号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。）の譲渡又は取得

四　営業の全部又は一部の休止又は廃止

五　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

六　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

七　新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）

八　法第百九十条の二第五項第四号又は第百九十条の三第六項第五号に規定する要請

（改正前）

（新設）